大きい賃金の男女格差

から、 当り賃金の六四・九%で、 別撤廃委員会やILO(国際労働機関) になってしまいます。 の格差ですが、賞与を入れると、 なっています。これは賞与を除い 時間当り賃金は、 格差は六六・五%。 除いても、 ったものが平成十四年には六四・ ようにと、 先進国の中で最も大きく、国連の女性差 ートタイムが増えるにつれてどんどん 日本の雇用労働者の賃金の男女格差は 何度も賃金の男女格差を解消する 昭和五十五年には七六・二%だ きまって支給する賃金の男女 勧告されています。 般女性労働者の時間 パートタイム女性の この格差は、 パートを 五四% た賃金 九%に

があり、子育てしながら働くのは無理だ 正社員の就職口があっても、 パートしかないのが実情であり、 ているのです。その理由は、出産・子育 からです。 て後の女性が再就職したいと思ったとき に低い賃金のパートタイムばかりが増え 働く女性が増えたといっても、 残業や転勤 かりに こんな

アンペイドワー

それに地域の活動がなければ、この社会 をひっくるめて家事労働と言います)、 安い賃金で当り前と言います。 人前の働きができないから、 会社は、家事や子育てしている女性は 家事や育児・老人介護 パートで (これら

> 務にしかつけなくてもいいと、 や出産で辞めるのだから、 卒の女性に対しても、 づきの雇用で使い捨てにしてきたのです。 就職の女性を安く、 性は家事や子育てをするのだからと、 れば次の労働力を確保できないのに、 せてきて、この社会は成り立ってきまし らう社会的労働も必要ですが、家事労働 差を拡大してきました。 性を仕事や昇進で差別し、 会社も、女性が子どもを産み、 た。これをアンペイドワークと言います。 仕事を、これまで全部女性に無償で担わ も負けないくらい重要です。この大事な は成り立ちません。外で働いて賃金をも 再就職の女性だけではありません。 しかも不安定な期限 女性はどうせ結婚 単純・ 賃金の男女格 育てなけ 会社は女 補助業 再 女

実ですが、それは女性の職業意識が低 けなくてもいいという意識があるのも事 出産は大事だから、男性と同じように働 れてきたのです。 させることで、職場の男女差別は維持さ からでしょうか。 結局、女性にアンペイドワークを負担 女性の側でも、

男性の働き方

労災認定基準で過労死との因果関係が強 当りの残業が八○時間を超える男性の割 合がこの十年間に増え続け、昨年二一・四 今の男性の働き方は大変です。 月八〇時間の残業は厚生労働省が とくに子育て期の三十代前半 % ک 四人に一人になりま か月

> き方をしたくないと思うのも当然です。 同じように働けるわけはなく、こんな働 なく働き過ぎが原因の自殺も増え続けて います。 配しなければなりません。過労死だけで 家事や育児を担うどころか、過労死を心 いとした時間です。こういう働き方では、 子育て中の女性がこんな男性と

とてもおかしなことです。 この二つしか選択肢がないということは トで低賃金・不安定な働き方をするか、 過労死するほど働くか、それともパー 女性も男性も、

女性パートタイム労働者と女性 -般労働者の賃金格差の推移 (円) 1600 (%) □ 一般労働者 ■ パートタイム労働者 → 格差 (一般の労働者の賃金=100.0) 1400 1.329 1,201 1200 1,127 72.0 1.072 1000 887 800 600 492 400 200 0 昭和55 60 平成2 3 10 11 資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

一般労働者の1時間当たりの平均所定内給与額は次式により算出した。 1時間当たりの平均所定内給与額=平均所定内給与額÷平均所定内実労働時間数

所定内給与額と男女間賃金格差の推移 (千円) 450 ₁ (%) 170 女性 🗆 □ 所定内給与額 男性 - 所定内給与額 男女間格差 400 65.5 64.6 63.1 62.8 62.5 350 61.6 60.7 60.5 60.2 60.2 300 60 250 200 150 50 100 45 50 。 昭和55 61 62 63 平成元 2 5 6 7 8 9 10 11 12 60 3 4 13 14(年) 資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

その方向に向かい、 世界の流れは、 思います。それは決して夢物語ではなく もって、平等に働くことを目指したいと 仕事と家庭を両立させながら、ゆとりを アメリカと日本を除いて みんなが努力して

文で、 条約が採択されました。この条約は、 九七九年、 家族の福祉や社会の発展に対する 国連総会で女性差別撤 前

るのです。 女性差別撤廃条約